

名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱の一部を改正する要綱

名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(総合事業の実施方法)</p> <p>第 5 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、法第 115 条の 45 の 5 に基づいて市長が指定する者（以下「指定事業者」という。）により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 予防専門型訪問サービス 二 生活支援型訪問サービス 三 予防専門型通所サービス 四 ミニデイ型通所サービス 五 運動型通所サービス 六 自立支援型配食サービス <p><u>2 前項に規定する指定事業者のほか、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第 13 条の規定により第 1 号訪問事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者は予防専門型訪問サービスを、同条の規定により第 1 号通所事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者は予防専門型通所サービスをそれぞれ実施することができる。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(指定の有効期間)</p> <p>第 6 条 指定事業者の指定の有効期間（法第 115 条の 45 の 6 第 1 項の厚生労働省令で定める期間をいう。）は、次のとおりとする。</p>	<p>(総合事業の実施方法)</p> <p>第 5 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、法第 115 条の 45 の 5 に基づいて市長が指定する者（以下「指定事業者」という。）により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 予防専門型訪問サービス 二 生活支援型訪問サービス 三 予防専門型通所サービス 四 ミニデイ型通所サービス 五 運動型通所サービス 六 自立支援型配食サービス <p><u>(削除)</u></p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(指定の有効期間)</p> <p>第 6 条 指定事業者の指定の有効期間（法第 115 条の 45 の 6 第 1 項の厚生労働省令で定める期間をいう。）は、次のとおりとする。</p>

一 (略)

二 医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者に係る

当該指定事業者の指定期間 3年

三 (略)

三の二 (略)

四 (略)

四の二 (略)

五 (略)

2 (略)

(指定訪問・通所事業等に要する費用の支給)

第9条

1 (略)

2 指定訪問・通所事業又は自立支援型配食サービスの利用者が第一号被保険者であって法第59条の2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である場合において、前項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

(新設)

一 (略)

(削除)

二 (略)

二の二 (略)

三 (略)

三の二 (略)

四 (略)

2 (略)

(指定訪問・通所事業等に要する費用の支給)

第9条

1 (略)

2 指定訪問・通所事業又は自立支援型配食サービスの利用者が第一号被保険者であって法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条第1項に規定する政令で定める額以上である場合 (次項に規定する場合を除く。) において、前項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 指定訪問・通所事業又は自立支援型配食サービスの利用者が第一号被保険者であって法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が前項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である場合において、第1項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

(第 1号事業の利用対象者)

第13条 第 3条第 1号に掲げる事業の利用対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

一 省令第 140条の62の 4第 1号に規定する居宅要支援被保険者
(自立支援型配食サービスは除く。)

二 (略)

別表 (第 8条関係)

区分	サービスの種類	1単位の単価	単位数
第1号訪問事業	予防専門型訪問サービス	10円に厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成24年厚生労働省告示第94号。以下「単価告示」という。)に定める名古屋市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額	<p>(1月あたり)</p> <p>イ 予防専門型訪問介護費 (I) 1,168単位</p> <p>ロ 予防専門型訪問介護費 (II) 2,335単位</p> <p>ハ 予防専門型訪問介護費 (III) 3,704単位</p> <p><u>イ、ロ、ハについては、介護職員初任者研修過程を修了したサービス提供責任者を配置している事業所は所定単位数の100分の70に相当する単位数とする。また、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数とする。</u></p> <p>ニ 初回加算 200単位</p> <p>ホ 生活機能向上連携加算 100単位</p> <p>ヘ (1) 介護職員処遇改善加算 (I) <u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数</u></p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算 (II) <u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数</u></p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算 (III) <u>イからホまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数</u></p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) <u>(3)により算定した単位数の100分の90に相当</u></p>

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(第 1号事業の利用対象者)

第13条 第 3条第 1号に掲げる事業の利用対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

一 省令第 140条の62の 4第 1号に規定する居宅要支援被保険者

二 (略)

別表 (第 8条関係)

区分	サービスの種類	1単位の単価	単位数
第1号訪問事業	予防専門型訪問サービス	10円に厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成24年厚生労働省告示第94号。以下「単価告示」という。)に定める名古屋市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額	<p>(1月あたり)</p> <p>イ 予防専門型訪問介護費 (I) 1,168単位</p> <p>ロ 予防専門型訪問介護費 (II) 2,335単位</p> <p>ハ 予防専門型訪問介護費 (III) 3,704単位</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>二～ヘ (削除)</u></p>

			<p>する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算 (V)</p> <p>(3) により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数</p>				
	生活支援型訪問サービス		<p>(1月あたり)</p> <p>イ 生活支援型訪問サービス費 (I) 853 単位</p> <p>ロ 生活支援型訪問サービス費 (II) 1,706 単位</p> <p>ハ 生活支援型訪問サービス費 (III) 2,559 単位</p> <p>ニ 自己評価・ユーザー評価事業参加加算 20 単位</p>	生活支援型訪問サービス		<p>(1月あたり)</p> <p>イ 生活支援型訪問サービス費 (I) 940 単位</p> <p>ロ 生活支援型訪問サービス費 (II) 1,880 単位</p> <p>ハ 生活支援型訪問サービス費 (III) 2,820 単位</p> <p>ニ (削除)</p>	
第 1 号通所事業	予防専門型通所サービス	10 円に単価告示に定める名古屋市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額	<p>(1月あたり)</p> <p>イ 予防専門型通所介護費 (I) 1,647 単位</p> <p>ロ 予防専門型通所介護費 (II) 3,377 単位</p> <p>イ、ロについては、利用者の数が利用定員を超える場合又は看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数とする。</p> <p>ハ 若年性認知症利用者受入加算 240 単位</p> <p>ニ 同一建物居住者等減算</p> <p>(1) イを算定する場合 376 単位</p> <p>(2) ロを算定する場合 752 単位</p> <p>ホ 生活機能向上グループ活動加算 100 単位</p> <p>ヘ 運動器機能向上加算 225 単位</p> <p>ト 栄養改善加算 150 単位</p> <p>チ 口腔機能向上加算 150 単位</p> <p>リ (1) 選択的サービス複数実施加算 (I)</p> <p>480 単位</p> <p>(2) 選択的サービス複数実施加算 (II)</p> <p>700 単位</p> <p>ス 事業所評価加算 120 単位</p> <p>ル (1) サービス提供体制強化加算 (I) の 1</p> <p>イを算定する場合 72 単位</p> <p>ロを算定する場合 144 単位</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算 (I) の 2</p> <p>イを算定する場合 48 単位</p> <p>ロを算定する場合 96 単位</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算 (II)</p> <p>イを算定する場合 24 単位</p> <p>ロを算定する場合 48 単位</p> <p>ヲ (1) 介護職員処遇改善加算 (I)</p> <p>イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 59 に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算 (II)</p>	予防専門型通所サービス	10 円に単価告示に定める名古屋市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額	<p>(1月あたり)</p> <p>イ 予防専門型通所介護費 (I) 1,647 単位</p> <p>ロ 予防専門型通所介護費 (II) 3,377 単位</p> <p>(削除)</p> <p>ハ～ヲ (削除)</p>	

			<u>イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 43 に相当する単位数</u> <u>(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)</u> <u>イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 23 に相当する単位数</u> <u>(4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)</u> <u>(3) により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数</u> <u>(5) 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ)</u> <u>(3) により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数</u>			
	ミニデイ型通所サービス		<u>(1月あたり)</u> <u>イ ミニデイ型通所サービス費 (Ⅰ) 1, 386 単位</u> <u>ロ 自己評価・ユーザー評価事業参加加算 20 単位</u> <u>ハ 介護予防改善加算 50 単位</u>	ミニデイ型通所サービス		<u>(1月あたり)</u> <u>ミニデイ型通所サービス費 (Ⅰ) 1, 386 単位</u> <u>ロ～ハ (削除)</u>
	運動型通所サービス		<u>(1回あたり)</u> <u>イ 運動型通所サービス費 230 単位</u> <u>(1月あたり)</u> <u>ロ 自己評価・ユーザー評価事業参加加算 20 単位</u> <u>ハ 介護予防改善加算 50 単位</u> <u>ニ 評価加算 230 単位</u>	運動型通所サービス		<u>(1回あたり)</u> <u>運動型通所サービス費 230 単位</u> <u>ロ～ニ (削除)</u>
備考				備考		
1 (略) 2 <u>予防専門型訪問サービスのへ、予防専門型通所サービスのル及びリに規定する加算に係る費用の額については、第 10 条に規定する支給限度額の算定対象外とする。</u> 3 <u>利用者が一の指定第 1 号訪問事業所において指定第 1 号訪問事業を受けている間は、当該指定第 1 号訪問事業所以外の指定第 1 号訪問事業所が指定第 1 号訪問事業を行った場合に、第 1 号訪問事業費は、算定しない。</u> 4 <u>利用者が一の指定第 1 号通所事業所において指定第 1 号通所事業を受けている間は、当該指定第 1 号通所事業所以外の指定第 1 号通所事業所が指定第 1 号通所事業を行った場合に、第 1 号通所事業費は、算定しない。</u>				1 (略) 2 <u>その他加算等については、別に市長が定めるところによる。</u> 3～4 (削除)		

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条は同年 8 月 1 日から施行する。